

## 川崎市議会議会改革検討委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第4項の規定に基づき、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、議長からの協議依頼に基づき、議会改革に関する諸事項について、協議又は調整を行う。

### (組織等)

第3条 検討委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派からそれぞれ選出し、委員は各会派から1人ずつ選出する。

3 会派は、委員長、副委員長及び委員を選出又は変更しようとするときは、議長に届け出るものとする。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は、検討委員会の設置期間とする。ただし、補欠委員（委員長及び副委員長を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

6 委員に事故等があるときは、当該委員の属する会派は、代理の議員を出席させることができる。この場合において、代理者の出席は、次条第2項に規定する委員の出席とみなす。

### (運営等)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、その議事を主宰する。

2 検討委員会は、原則として、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

5 検討委員会の進行及び取りまとめについては、原則全会一致による。ただし、意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって取りまとめに代える。

6 検討委員会は、原則公開とし、一般傍聴及び記者傍聴の取扱いは、常任委員会の例による。

7 検討委員会における議員傍聴については、これを認める。

(結果等の報告)

第5条 委員長は、協議の経過及び結果について、議長に報告する。

(記録)

第6条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 記録の作成方法は、常任委員会の例による。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。